

登別市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に基づき市長が行う低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定及び変更の認定（以下「認定等」）に係る審査事務を合理的かつ効率的に行うために必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 計画は、法第54条第1項第1号から第3号までに規定する認定基準に適合するものとする。

2 都市の低炭素化を促進する上で、都市の緑地を保全することに配慮することとし、その内容については、次のとおりとする。

(1) 低炭素建築物の新築等をしようとする地域において、次の各号のいずれかに掲げる計画が定められている場合は、その計画に適合するものであること。

ア 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条に規定する緑地保全地域

イ 都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区

ウ 都市緑地法第34条第1項に規定する緑化地域

エ 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に規定する生産緑地地区

オ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項各号の計画（地区計画等）

(2) 低炭素建築物の新築等をしようとする地域において、次の各号のいずれかに掲げる協定が締結されている場合は、その協定に適合するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築協定

イ 都市緑地法第45条第1項に規定する緑地協定

(3) 都市計画法第11条第1項第2号に規定する緑地の区域内に低炭素建築物の新築等をしようとするものでないこと。

(事前審査)

第3条 計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に申請書を提出する前に、住宅の用途に供する建築物である場合は住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関に計画に係る技術的審査を依頼し、住宅以外の用途に供する建築物である場合は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査を依頼し、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証（別記様式第1号。以下「適合証」という。）の交付を受けるものとする。

2 前項に定める適合証は、法第54条第1項第1号に定める認定基準について、次の各号のいずれにも適合することを証したものであること。

- (1) 外皮性能の基準
- (2) 一次エネルギー消費量の基準
- (3) その他の低炭素化に資する措置に関する基準

(事前届出等)

第4条 申請者は、市長に申請書を提出しようとするときは、あらかじめ第2条第2項に定める基準に規定している地区計画等、建築協定に定められている届出等の手続きを完了しているものとする。

(認定申請)

第5条 申請者は、計画の認定を受けようとするときは、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）第41条第1項に規定する申請書に同項の表に定める図書を添えて市長に提出するものとする。

2 前項の申請に併せて法第54条第2項の申出を行おうとする場合は、申請者は、前項の認定に必要な図書に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて、市長に提出するものとする。

3 前項の申出については、建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準（建築基準法第20条第1項第2号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分のうち確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。）又は特定増改築構造計算基準（確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。）への適合性の確認について、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が建築基準法第6条第4項に規定する審査をする場合には、あらかじめ当該審査を受けるものとする。

(認定申請に必要な図書)

第6条 申請者は、省令第41条に定める図書のほか、次に定める図書を提出するものとする。

- (1) 適合証
- (2) 第2条第2項に定める基準に適合することを確認するために必要な第4条の通知書等の写し又は届出書等（受付印等のあるもの）の写し

(認定の通知)

第7条 市長は、計画の認定をするときは、省令第43条第1項及び第2項の規定により、申請者に認定通知書を交付するものとする。

(計画の変更申請)

第8条 申請者は、法第55条に規定する変更の認定の申請をするときは、省令第45条に規定する変更認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、第2条から前条までの規定を準用する。

(取下げ届)

第9条 申請者は、認定を受ける前に申請を取下げるときは、取下げ届出書(別記様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第10条 計画の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、認定を受けた計画(以下「認定低炭素建築物新築等計画」という。)に基づく建築を取りやめるときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の届出書(別記様式第3号)に第7条(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定により交付を受けた認定通知書を添えて、市長に提出するものとする。

(完了の報告等)

第11条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に従って建築工事が行われた旨の建築士の確認を受け、速やかに認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書(別記様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 法第56条の規定により市長から報告を求められた認定建築主は、認定低炭素建築物状況報告書(別記様式第5号)を市長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第12条 市長は、認定等の申請に係る計画の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書(別記様式第6号)を申請者に送付するものとする。

(改善命令)

第13条 法第57条の規定による改善命令は、改善命令書(別記様式第7号)により行うものとする。

(認定の取消し)

第14条 法第58条の規定による認定の取消しは、認定取消通知書(別記様式第8号)により行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、計画の認定等に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月19日から施行する。

附 則（平成29年告示第63号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第78号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第175号）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査

適合証

（依頼者の氏名又は名称） 様

（登録住宅性能評価機関名） 印

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規定に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号から第3号までの認定基準のうち、第1号の基準に適合していることを証します。

記

- 1 建築物の位置
- 2 建築物の名称
- 3 市街化区域等 市街化区域
- 4 建築物の用途 一戸建ての住宅 住宅以外の用途のみに供する建築物
共同住宅等 住宅及び住宅以外の両方の用途に供する建築物
- 5 建築物の工事種別 新築 増築 改築
直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替
空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修
- 6 申請の別 建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 7 認定申請先の所管行政庁名 登別市

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認定申請予定日	年 月 日
適合証交付年月日	年 月 日
適合証交付番号	
審査員氏名	

別記様式第2号（第9条関係）

取下げ届出書

年 月 日

登別市長 様

届出者住所
氏名又は名称

次の認定の申請を取下げるので、登別市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第9条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 確認の特例の有無（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項に基づく申出）
有 無
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 申請の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 5 取下げ理由

※備考欄

(注意) 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

別記様式第3号（第10条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の届出書

年 月 日

登別市長 様

認定建築主住所

氏名又は名称

認定低炭素建築物新築等計画に基づく次の建築物の建築を取りやめたいので、登別市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第10条の規定に基づき、認定通知書を添えて届け出ます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項に基づく申出）
有 無 （確認年月日・番号 ）
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 6 認定建築主（計画の認定を受けた者）の氏名又は名称
- 7 取りやめの理由

※ 備 考 欄

(注意) 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

別記様式第4号（第11条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

登別市長 様

認定建築主住所
氏名又は名称

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので、登別市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第11条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項に基づく申出）
有 無 （確認年月日・番号 ）
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 6 認定建築主の氏名又は名称
【氏名又は名称】
【住所】
【電話番号】
- 7 建築工事完了年月日
年 月 日

8 工事施工者

【名 称】

【建設業の許可番号】

【所在地】

【電話番号】

9 認定低炭素建築物新築等計画に基づき、建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士等

【資 格】 () 建築士 () 登録第 号

【住 所】

【氏 名】 印

【建築士事務所名】() 建築士事務所() 知事登録第 号

【所在地】

10 工事中の軽微な変更の内容

※ 備 考 欄

(注意) 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

3 認定建築主の電話番号は、工事完了後に連絡が可能となる電話番号を記載してください。

4 「10 工事中の軽微な変更の内容」は別紙とすることができます。

5 建築士法第20条第3項による工事監理報告書(写)及び軽微な変更があった場合にはその変更に係る図面を添付してください。

別記様式第5号（第11条関係）

認定低炭素建築物状況報告書

年 月 日

登別市長 様

認定建築主住所
氏名又は名称

都市の低炭素化の促進に関する法律第56条の規定により、報告の求めのあった認定低炭素建築物新築等計画に基づく次の建築物の新築等の状況について、登別市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第11条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項に基づく申出）
有 無 （確認年月日・番号）
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 6 認定建築主（計画の認定を受けた者）の氏名又は名称
- 7 新築等の状況

※備考欄

- (注意) 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

別記様式第6号（第12条関係）

認定しない旨の通知書

第 年 月 日
号

様

登別市長

印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、次の理由により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、登別市（代表者 登別市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 申請者の住所

3 申請に係る建築物の位置

4 申請の別

建築物全体

住戸のみ

建築物全体と住戸の両方

5 理由

改善命令書

第 年 月 日 号

様

登別市長

印

次の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、登別市（代表者 登別市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項に基づく申出）
有 無 （確認年月日・番号）
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 申請の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 6 認定建築主の氏名又は名称
- 7 命ずる措置
- 8 改善の期限
年 月 日

認定取消通知書

第 年 月 日 号

様

登別市長

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定に基づき、次の認定低炭素建築物新築等計画について、その認定を取消しましたので、通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、登別市（代表者 登別市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項に基づく申出）
有 無 （確認年月日・番号）
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 申請の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 6 認定建築主の氏名又は名称
- 7 理由